

いじめ防止基本方針

富山市立新庄小学校

1 富山市立新庄小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立新庄小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「富山市いじめ防止基本方針（R5.8）」を参考に「富山市立新庄小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての児童に関わる問題であることから、児童が安心して学習等の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを児童生徒が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

日々の授業や縦割り活動を通して、思いやりの心を育てています。子供たちは素直で明るく、元気がよいが、気持ちが高まり、自分をコントロールできない子供も見られます。

- ・令和5年度の認知件数は1件でした。
- ・例年、第4学年から児童間のトラブルが増加する傾向にあります。
- ・高学年の間で携帯電話、スマートフォン等を用いたSNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）の利用頻度が増加する傾向にあります。インターネット利用については、家庭と連携して使用方法の適正化を図っていく必要があります。
- ・冷やかしかやからかい、陰口や悪口等、言葉によるいじめが見られる他、仲

間外れや物を隠すなどの行為も時に見られます。これらは中学年から増加の傾向にあります。

(2) 本校の課題

- ・ 上学年から認知件数が増加する傾向があるので、下学年の段階で未然防止の指導の充実に努める必要があります。
- ・ 現在、重大事態は発生していませんが、上学年で携帯電話、特にSNSによるいじめが過去に起こっていますので、今後もネットモラルに関する指導を強化していく必要があります。現在、子供たちの手によってつくった「新庄小ネットルール」によるネットモラル（ネット依存防止含む）の向上について自立的に全校で取り組んでいます。保護者の協力もお願いしているところです。
- ・ 冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多いので、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分も大切、友達も大切（思いやりいっぱい）」という生き方を育むよう努めます。
- ・ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動や幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会による「ぽかぽか言葉運動」「挨拶運動」「新庄小ネットルール」等）を推進します。
- ・ いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。

※ 参照 49P 【表1 校内いじめ対策委員会】

- ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※ 参照 50P 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の児童の様子、日記等での子供との日常のやりとり、教育相談や個別懇談会等を通して、子供たちを見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・月に1回程度のアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ安全を確保します。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※ 参照①48P【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
②53P【図2 いじめ事案対応フローチャートモデル（組織対応の流れ）】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談して対応します。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・ 謝罪のみで解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます（少なくとも3ヶ月）。
- ・ インターネット上でのいじめに対する対処

ア 子供や保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を講じます。その際、必要に応じて、法務局又は地方法務局に相談し、協力を求めます。なお、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求めます。また、早期発見の観点から、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取組について周知します。

イ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。

ウ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。

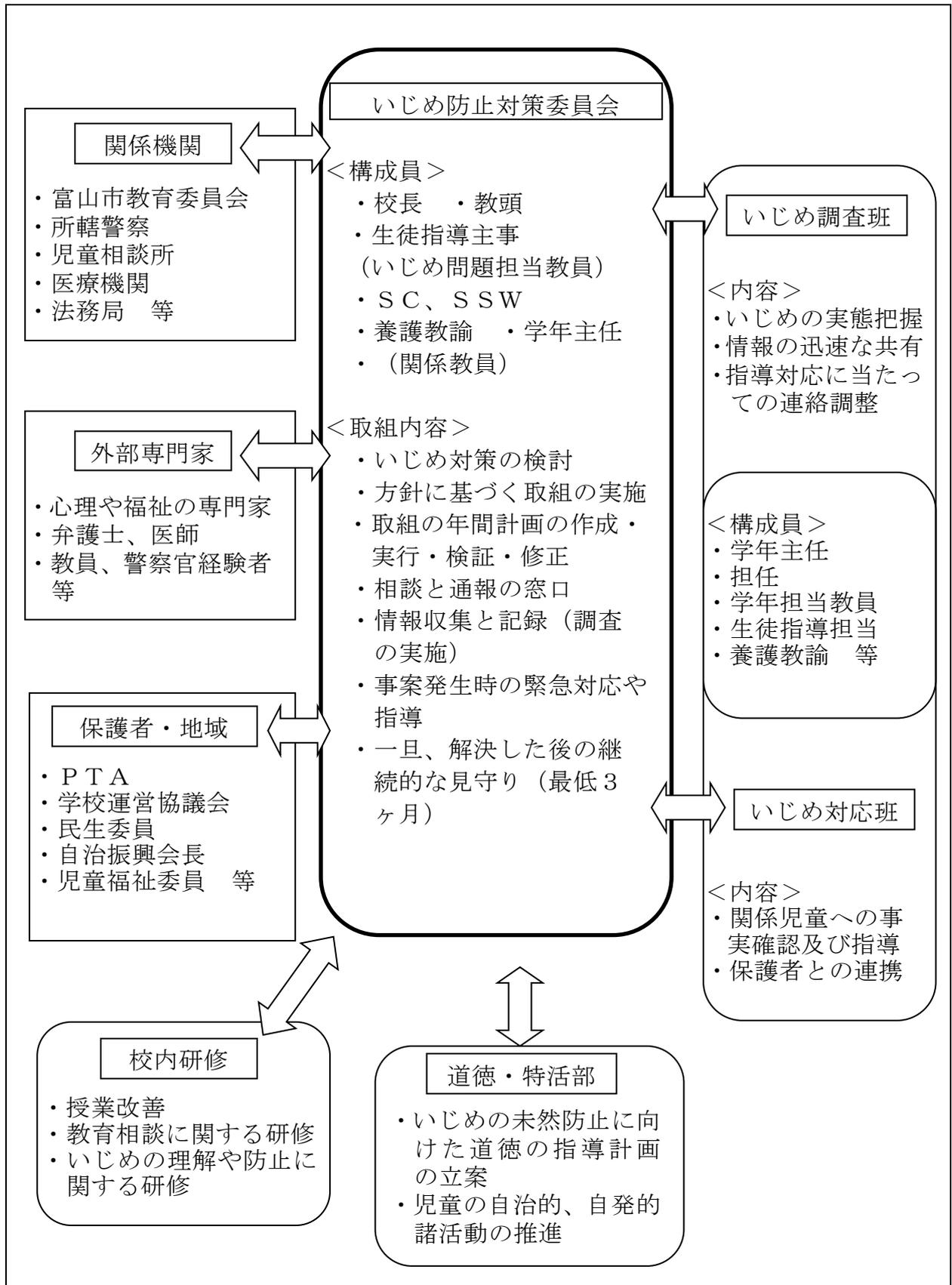
エ パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。

オ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

カ 子供がつくった「新庄小ネットルール」づくりを通して、インターネット上での人権侵害を起こさない意識を高めます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織)



【表1 校内いじめ防止対策委員会】

役 職	分担1	分担2	備 考
校長	総 括		
教頭			
生徒指導主事	調査班		
スクール カウンセラー			
スクール ソーシャルワーカー			
各学年主任	調査班	対応班	
養護教諭	調査班		
担任等関係教員	調査班	対応班	

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	いじめ防止対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解	PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発		いじめ問題に関する職員研修会	
未然防止への取組	実態把握調査	①学級・学年づくり 人間関係づくり (運動会・宿泊学習等)		児童会による未然防止に向けた自治活動	
早期発見への取組		学校生活アンケート	保護者 学校評価アンケート	教育相談週間	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ防止対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ防止対策委員会の実施				いじめ防止対策委員会③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (集団宿泊学習、児童集会)		「人権週間」への取組			道徳・特別活動 計画へ生かす	
早期発見への取組	学校生活アンケート	教育相談週間	保護者 学校評価 アンケート		学校生活アンケート	教育相談週間	

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合等）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日以上欠席を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合や転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合も重大事態と判断する必要がある。）
- ※「児童や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」

(2) 重大事態の疑いがあると認められる事態の報告

- ・学校は、重大事態の疑いがあると認められる事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告します。

(3) 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって

- ・調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行います。
- ・調査に当たっては、重大事態の疑いがあると認められる事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要があります。
- ・調査の実施は被害児童・保護者の意向を明確に把握し、調査方法を工夫しながら進める必要があります。
- ・被害児童、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して進める必要があります。
- ・加害児童からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保する必要があります。
- ・市教育委員会、学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要があります。
- ・法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ防止対策委員会の役割は果たされていたか、学校いじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う必要があります。

※ 参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」

(平成23年3月 文部科学省)

(4) 重大事態の調査結果の提供及び報告

いじめ防止対策推進法 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ア 市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
 - イ 調査の進捗状況について、被害児童及び保護者に対して拒むことなく、定期的または、適時に説明や経過報告に努めます。
 - ウ 調査結果を報告する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童とその保護者に確認します。
 - エ 報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童、保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告します。また、その際に児童又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。
 - オ 報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の児童又は保護者に対して説明を行うことを検討します。
 - カ 加害児童及びその保護者に対して、被害児童、保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明します。学校は、調査プロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させます。
 - キ 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断します。
 - ク 学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行います。
- ・調査結果の報告
 - ア 調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告・説明します。その際に、教育委員会の会議において議題として扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
 - イ 上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付します。
(※教育委員会及び学校は、このことをあらかじめ被害児童とその保護者に伝えます。)